

南部・西部地区の区立中学校の統合に向けた取組の状況をお知らせします！

# 学校統合推進課だより(南部・西部地区版)No.27

発行：目黒区教育委員会事務局 学校統合推進課

本号は、新年度最初の発行になるので、平成30年度を迎えるにあたってのご挨拶と、3月26日に開催した庁内検討組織の会議（第21回）の内容、適正規模の考え方についてお伝えします。



## 平成30年度を迎えるにあたって

目黒区教育委員会では、区立中学校の統合方針「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」（平成24年3月改定）を策定し、区立中学校については学級数で11学級以上、生徒数で300人を超える学校規模が望ましいという考えを示しました（裏面参照）。これに基づき、平成18年4月に第二・第五・第六中学校を統合して目黒中央中学校を、平成27年4月に第三・第四中学校を統合して大鳥中学校を開校したところです。

統合方針では、南部・西部地区の第七・第八・第九・第十一中学校を2校程度に統合することが望ましいとしています。そこで、教育委員会事務局と関係学校長で組織する庁内検討組織を設置し、具体的な統合実施策案を取りまとめた上で、統合方針を改定するよう、検討を進めているところです。現在、目黒区の5年間の事業計画である実施計画で掲げている取組予定は、次のとおりです。

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
統合方針の改定 (南部・西部地区の区立中学校の統合実施策の策定)	協議組織の設置、 統合新校整備方針の策定等、改定統合方針に基づいた取組	統合新校整備方針に基づいた取組	統合新校整備方針に基づいた取組	統合新校整備方針に基づいた取組

備考 統合に向けた具体的な取組等及び整備手法については、統合方針改定及び統合新校整備方針策定と併せて検討する。なお、整備手法については、目黒区有施設見直し方針との整合性を図るものとする。

平成30年度は、統合方針の改定に向けて、所定の手順、手続を踏みながら、着実に取り組んでまいります。

## 庁内検討組織の会議(第21回)を3月26日に開催しました

当日の会議では、南部・西部地区の区立中学校の統合に向けて、主に次の事項について検討しました。

- 南部・西部地区の区立中学校の適正規模・適正配置の進め方及び取組の方向性
- 南部・西部地区の区立中学校の統合のスケジュール
- 区民意見の募集のあり方など

## 適正規模の考え方～区立中学校については、学級数で11学級以上、生徒数で300人を超える学校規模が望ましいと考えます。

大人への過渡期にある中学生にあっては、他の生徒や教員との豊かで多様な人間関係の中で、自分の考えを見直したり深めたりしながら、他人を思いやる心や自己の考えを実現できる能力をはぐくみ、「生きる力」を身につけていくことが大切です。

その中学生にとっての主要な学習・生活の場である中学校では、生徒の個性・能力に応じた多様な授業展開によって、確かな学力を習得できるように導くとともに、多彩な学校行事や部活動などを通じて、さまざまな人や物や事とかがかわる機会を提供することが求められます。

区立中学校が、今後もこのような役割を十分に果たしていくためには、各校が一定以上の生徒数・教員数を確保できるだけの学校規模を維持していく必要があります。

1校について11学級という規模は、1学年につき3～4学級になり、生徒数は学校全体で最低でも300人を超えるものになります。現行制度上、11学級の学校には20人の正規教職員が配置され、5教科（国語・社会・数学・理科・英語）で各2人ずつ正規教員を配置できることとなります。このことは、多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価などを可能にするほか、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果ももたらします。

したがって、11学級以上という学校規模は、活力ある学習活動を展開し、集団の中で豊かな人間関係をはぐくみ、充実した学習・指導体制を整えるために求められる生徒数と教員数を確保できる望ましい学校規模であると考えます。また、その実現を図るにあたっては、18学級を学校規模の上限として、それを超える大規模校が生まれることは避けるよう留意します。

教育委員会からのお知らせ

### 教育施策説明会を開催します

教育委員会では、教育課題を提起し、教育施策を積極的に展開するに当たり、保護者及び区民の皆さんのご理解とご協力をいただけるよう教育施策説明会を開催します。参加を希望される方は、当日会場へお越しください。

開催日	時間	会場
平成30年5月12日(土)	午前10時～12時	総合庁舎本館2階大会議室
5月19日(土)		

内容 教育委員会の主な取組み（手話通訳付き）

\* 保育（未就学児、各日8人）希望者は、5月2日（水）までに予約

【問い合わせ先】教育政策課教育政策係 電話：5722-9432（直通）FAX：5722-9332

ホームページ：

[http://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/seido\\_shikumi/setsumeikai/index.html](http://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/seido_shikumi/setsumeikai/index.html)

南部・西部地区の区立中学校の統合に関するご意見・ご質問等は、学校統合推進課にお願いします。

【問い合わせ先】学校統合推進課 電話：5722-9301（直通）FAX：5722-9332

Eメール：kyoiku05@city.meguro.tokyo.jp

ホームページ：

[http://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/gakko\\_kyoiku/chugaku\\_togo/index.html](http://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/gakko_kyoiku/chugaku_togo/index.html)